

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油
ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案) 等に対する意見募集の結果について

令和8年9月30日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

高圧ガス保安室・ガス安全室

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)等について、令和8年7月22日から同年8月21日まで意見公募手続を実施しました。お寄せいただいた御意見を考慮した結果をとりまとめましたので、公表いたします。今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和8年7月22日(水)～令和8年8月21日(金)

(2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口(e-GOV)

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口(e-GOV)、郵送、電子メールを通じた提出

2. 意見公募の結果

意見提出数7件

※意見提出者の数

3. 寄せられた御意見と御意見を考慮した結果

別紙のとおり

以上

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見を考慮した結果

	御意見	御意見を考慮した結果
1	【総論】 今般の省令および通達等の改正案(免状のプラスチックカード化、最新の地震動評価規格の適用拡大、容器関連規格の年号更新、フルオロカーボン回収装置の運用適正化等)は、デジタル化推進による手続きの利便性向上、並びに最新の技術的知見を迅速に規制運用に反映させる観点から、きわめて合理的かつ先進的な取組であり、全面的に賛同いたします。 そのうえで、本改正の趣旨をより実効性高く現場に定着させ、行政機関・事業者双方の手続きや運用の混乱を防ぐ観点から、法令や通達の文言修正および解釈資料の追加等により比較的容易に対応可能な改善点について、以下の通り具体的提案を申し述べます。 【具体的改善提案】 1. 施行期日の設定および事業者・関係機関への周知期間の確保 [該当箇所] ・概要資料 4. 公布・施行予定「令和8年9月公布・施行(予定)」 ・改正省令案 附則第1条「令和8年9月○日から施行する。」 [意見内容] 意見募集期間終了(令和8年8月21日)から施行予定月(令和8年9月)までの期間が非常に短いため、提出されたパブリックコメントの十分な検討期間を確保するとともに、自治体・指定機関・関係事業者における	1. 御指摘につきましては、意見考慮期間を踏まえ、9月30日公布、10月1日施行とするとともに、関係者へ周知を行うよう努めております。なお、免状のプラスチック化については、附則第2項及び第5項により公布から約2年間(令和10年9月30日まで)は従前の様式での交付を可能としています。

システム改修や運用の周知徹底を図るため、施行日を公布日から1ヶ月程度確保した日付(例:令和8年10月1日等)とすることを提案いたします。

[理由・背景]

パブリックコメントの締め切りから施行までの期間が短い場合、公募された意見の精査および法令案への反映プロセスに対する透明性の面で懸念が生じる可能性があります。また、免状のプラスチックカード化や顔写真流用に関するシステム改修・事務運用の変更について、都道府県や指定試験機関、現場事業者側で準備・周知するための合理的な期間(少なくとも1ヶ月程度)を設けることで、施行初期の現場の混乱や問い合わせの集中を未然に回避でき、制度改正の円滑な導入が実現できます。

2. 充てん作業者講習修了証における経過措置の統一化

[該当箇所]

・改正省令案 附則第4条「(前略)当分の間、なお従前の例によることができる。」

[意見内容]

充てん作業者講習修了証の旧様式に関する経過措置について、附則第2条および第5条(製造保安責任者・販売主任者・設備士免状)で定められている「令和10年8月31日まで」という明確な期限と揃えるか、または「当分の間」の運用指針を通達等で明確化することを提案いたします。

[理由・背景]

他の免状(製造保安責任者、販売主任者、液化石油ガス設備士)の経過措置期限が「令和10年8月31日まで」(約2年間)と明記されている一方

2. 御指摘ありがとうございます。

充てん作業者講習修了証については、プラスチックカードへの移行に当たり、講習機関における新たな修了証発行設備の導入負担や、受講者数の状況等を踏まえ、円滑な制度移行を確保する観点から、経過措置として「当分の間」従前の様式による修了証の交付を可能とすることとしています。

このため、現時点において一律の移行期限を設定することは予定しておりません。なお、「当分の間」の運用については、各講習機関の実情に応じて対応できるよう柔軟な取扱いとすることを想定しており、既に交付された修了証の有効性に影響を与えるものではありません。

いただいた御指摘は、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

で、充てん作業者講習修了証のみが「当分の間」とされていると、事業者や講習機関において「いつまでに新様式へ移行すべきか」の判断が分かれ、管理が複雑化する恐れがあります。期限を統一するか、あるいは「当分の間」に関する運用の解説(例:既存の用紙在庫の終了まで、等)を添付することで、手続きの明確化と標準化を図ることができます。

3. 受験願書写真の流用における画像品質・本人確認規格の解説補足 [該当箇所]

- ・改正試験則 第2条の2第1項第4号、改正LP則 第97条の2第1項第4号等
- ・基本通達(内規)改正案

[意見内容]

受験願書に添付された写真を免状用写真として流用する規定に関し、電子申請時の画像データ品質(ピクセル数、ファイルサイズ、顔の比率等)や不鮮明な写真の取り扱いに関するガイドライン(チェックリスト)を、運用通達または内規の解説事項として補足的に提示することを提案いたします。

[理由・背景]

願書写真をそのままプラスチックカード免状(サイズ:85.6mm × 54mm)の顔写真(30mm × 24mm)として印刷・発行する際、画像データの解像度不足や背景の不適切さ(影や不鮮明さ)があると、発行後の免状における本人確認機能が低下するリスクがあります。あらかじめ申請画面や内規等で「流用可能な写真の基準(ファイル形式、解像度、顔の寸法比率など)」を具体的に例示・周知することで、不適切な写真による再提出等の二度手間を防ぎ、申請者と行政側の双方の事務負担を軽減できます。

3. いただいた御指摘は今後の制度運用の参考とさせていただきます。

4. サイトスペシフィック地震動評価の導入に伴う「申請・審査ガイドライン」の周知

[該当箇所]

・耐震告示運用通達(案) 新旧対照表(KHKS 0861 及び KHKS 0862 の改訂に伴う除外規定の削除)

[意見内容]

サイトスペシフィック地震動の適用拡大にあたり、評価結果の申請・提出時に事業者側が整理すべき記載事項や、行政・審査機関側の確認ポイントを取りまとめた簡易な「審査ガイドライン」または「チェックリスト」を通達の補足資料として提示することを提案いたします。

[理由・背景]

サイトスペシフィック地震動による耐震評価は高度な専門性を要するため、例示基準として利用可能となった場合、申請事業者によって評価書の記載内容や評価手法の提示方法にばらつきが生じることが懸念されます。標準的な記入・評価チェックリストがあらかじめ提示されていれば、事業者は迷うことなく適正な申請書類を作成でき、審査行政側の審査効率向上と判断基準の平準化を同時に達成できます。

5. フルオロカーボン回収装置の適用除外判定に関するフローチャートの追加

[該当箇所]

・施行令関係告示通達(案) I. 適用除外の範囲、II. 輸入に伴う容器の輸入等

[意見内容]

4. ガイドライン等の作成は予定しておりませんが、いただいた御指摘は、今後の制度運用の参考とさせていただきますが、外部機関等による評価結果を活用していただくことが可能です。

5. いただいた御指摘は、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

フルオロカーボン回収装置を用いた行為について、高圧ガス保安法の適用除外となる行為(回収、直接充填、浄化等)と適用除外にならない行為(外部容器への充填、取り外した着脱容器の取扱い等)の区分を、視覚的に一目で理解できる「適用判定フローチャート(YES/NO 判定図)」を通達本文または別添資料として追加することを提案いたします。

[理由・背景]

本文テキストによる詳細な規定は厳密であるものの、現場の作業者や小規模事業者にとっては「どのような作業を行なった場合にどの法律・届出が適用されるか」の判断が容易でない場合があります。フローチャート等の視覚的資料を1枚付与することにより、現場での誤解や無届・不適正運用の防止、並びに自治体の問い合わせ対応コストの削減が期待できます。

6. 機能性基準における引用規格の定期的見直し方針の提示

[該当箇所]

- ・耐震告示運用通達(案)、容器則例示基準(案)

[意見内容]

機能性基準の例示基準において引用されている各種民間規格・団体規格(高圧ガス保安協会規格、日本ガス協会規格、日本自動車研究所規格等)について、最新の技術動向を継続的かつタイムリーに反映させるための「定期的な見直し・改訂に関する基本方針」を明記または周知することを提案いたします。

[理由・背景]

今回の改正では KHK 0861/0862 や KHK 0121 の最新改訂(2025 年・2026 年版)が反映された一方で、他の引用規格には過去の年号のまま掲

6. 引用する規格の更新に対応するため、法令で求める保安上の措置と整合的であると確認できたものについて、定期的に省令等の見直しを行っていきます。

	載されているものも存在します。民間規格の改訂と行政上の例示基準への反映プロセスについて、定期的な検証や見直しの方針をあらかじめ明確にしておくことで、今後の技術革新への迅速な対応と規格管理の透明性が高まります。 【結び】 以上の提案は、いずれも関係省庁における現行の改正作業のフレームワークを大きく変更することなく、文言の微修正、施行日の配慮、並びにガイドラインや図表等の参考資料の補足によって即座に対応・実施可能なものです。本改正案がより円滑かつ効果的に施行され、高圧ガスの保安確保と事業者の利便性向上が高い次元で両立されることを期待いたします。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。	
2	省令案のうち「とき又は」という文言を「とき、又は」とすべき。	現案のとおりとさせていただきます。
3	高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）（以下「改正省令案」という。）附則第三項及び第六項において、改正省令案の施行の際現に公布されている各種の免状は、改正省令案の施行後においても「なお効力を有する」としているが、各種の免状自体には法令上直接に何らの効力も規定されていないところ、具体的にどの規定の効力について経過措置を適用するのか明確に規定すべきではないか。なお、下記参考のとおり、高圧ガス保安法の制定附則においては、古い免状を新しい免状に「みなす」経過措置を設けており、免状に効力があることを前提とした経過措置としていないことから、やはり「なお効力を有する」とする経過措置は不適切なのではないか。翻って、本附則と同様に免状について何らかの「みなし」をすればよいと思われるが、何か差し障る異常があるのか。 （参考） 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）	御指摘を踏まえ、附則第3項において、「改正後の高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則様式第一により交付されている製造保安責任者免状又は様式第四により交付されている販売主任者免状とみなす。」と修正させていただきます。

	5 旧圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令（昭和十一年内務省令第二十三号。以下「旧令」という。）の規定により交付された丙種機械主任者免状は、この法律の規定による第三種冷凍機械主任者免状とみなす。	
4	省令の施行の際に、既に免状の交付を受けている場合、希望によりプラスチックカードによる免状の再交付を受けることができる規定を設けていただきたい。	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状は、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第2条第3号及び第6号の規定により、氏名に変更が生じたとき又は免状を汚し、損じ、又は失った場合は、プラスチックカードにより再交付されることになります。 同様に液化石油ガス設備士免状は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第97条の規定により、免状を汚し、損じ、又は失った場合は、プラスチックカードにより再交付されることになります。
5	今回の「高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正案」は、高圧ガスおよびLPガスの保安基準を最新の技術や耐震基準に合わせて整理するための改正であると理解しています。高圧ガスは事故時の影響が極めて大きく、制度の目的が「事故防止」という明確な成果に直結するため、今回の改正内容がどれだけ安全性向上に寄与するのかを客観的に示すKPI（成果指標）の設定が不可欠であると考えます。 以下のようなKPIが有効であると考えます。 ・ 高圧ガス事故件数 ・ LPガス事故件数 ・ 事故の重大度（人的被害・物的被害） ・ 耐震基準不適合件数 ・ 設備検査の不備率	御指摘につきましては、今回の改正箇所とは異なりますので、今後の制度改正の参考にさせていただきます。

- ・改善指示の履行率
- ・保安責任者試験の合格率
- ・試験内容の更新頻度
- ・法令違反件数
- ・講習受講率

これらの指標は、制度の目的である「事故防止」「安全性向上」「遵守状況改善」を直接測定できるため、今回の改正の効果を客観的に評価するために不可欠です。

また、これらの KPI を算出するためのデータは以下のように収集すべきです。

- ・事業者が、設備検査結果、事故報告、改善指示の履行状況、保安責任者の配置状況、講習受講状況を継続的に提出する
- ・自治体が、事故件数、設備検査の不適合件数、改善命令の発出状況、事業者の遵守状況を集計する
- ・経済産業省が、全国の事故統計、試験合格率、講習受講率、耐震基準の適合状況を整理し、制度改正後の事故減少効果を分析する

これらのデータを体系的に収集することで、制度の効果を客観的に評価できるようになります。

また、この案件には成果目標も KPI も示されていないため、以下の点を明確にしていきたいです。

「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、

	政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。」 高圧ガスおよびLP ガスの保安は国民生活に直結するため、成果目標とKPI の明示をお願い申し上げます。	
6	減税を求める立場および日本人ファーストの立場から、下記のとおり意見を提出いたします。 1. 外国人の受験資格を不可とすべき（日本人ファーストの徹底） 高圧ガス製造保安責任者免状、販売主任者免状、液化石油ガス設備士免状などは、高圧ガスやLP ガスという危険物を扱う極めて重要な保安資格です。これらの業務は、国民の生命・財産・産業基盤の安全に直結します。 日本人ファーストの立場から、これらの試験の受験資格を日本国籍を有する者に限定することを強く求めます。外国人が受験・取得可能となれば、言語・文化・法令理解の差異から安全確保に支障をきたすリスクが高まり、事故時の責任追及や情報管理も困難になります。また、日本人の就業機会を奪うことにもつながり、国内人材の育成・確保を優先すべきです。現行制度で外国人が受験可能であれば、今回の改正を機に明確に制限規定を設けてください。安全保障・産業保安の観点から、外国人依存を排し、日本人による確実な管理体制を構築することが国益に適います。 2. 資格者証のマイナンバーカードへの一元化を強く希望する（減税と効率化）	1. 御意見ありがとうございます。 2. 資格者証のマイナンバーカードへの一元化については、他の国家資格の動向等を踏まえ、課題やニーズの見極

今回の改正で、高圧ガス製造保安責任者免状等をプラスチックカードにより交付する規定を整備し、試験願書の顔写真を免状写真として利用可能とするなど、一定のデジタル化・利便性向上が図られることは評価できます。紙の免状に比べ耐久性が向上し、再交付の手間・コストも削減される点は、行政・申請者双方の負担軽減につながります。 しかし、減税派の立場からは不十分です。別途プラスチックカードを発行・管理することは、製造・配送・再交付に伴う行政コスト（税金）を新たに発生させます。資格者証をマイナンバーカードに一元化し、電子的に資格情報を搭載・確認できる仕組みに移行することを強く希望します。これにより、 - カード発行・更新の物理コストを大幅削減 - 複数の資格証を持ち歩く必要がなくなり、国民の利便性が向上 - 行政の事務負担が減り、人件費・印刷費などの歳出削減が可能となり、減税の余地が広がる マイナンバーカードの普及を推進する政府方針とも整合し、無駄なカード乱立を防ぐものです。プラスチックカード化は過渡的措置とし、早期にマイナンバーカード一元化の具体的ロードマップを示してください。 3. その他の問題点と要望 - **手数料の抑制とコスト転嫁の防止** プラスチックカード化に伴う発行費用を申請者に過度に転嫁しないでください。行政コスト削減の成果を手数料引き下げに反映し、日本人資格取得者の負担を増やさないことが減税派の基本です。 - **耐震基準等の更新について**	め等が必要になり、いただいた御指摘は今後の参考とさせていただきます。 3. 手数料について、今般のプラスチックカード化による増額はありません。 耐震基準について、御意見ありがとうございます。 オンライン申請・交付化について、マイナンバーカードへの一元化と同様に他の国家資格の動向等を踏まえ、課題やニーズの見極め等が必要になると考えており、いただいた御指摘は今後の参考とさせていただきます。
--	--

	引用規格の改正に伴う例示基準の拡大（サイトスペシフィック地震動の適用など）は、安全性向上の観点から一定の合理性があります。ただし、日本企業に過大な設備投資負担を強いることのないよう、経過措置や支援を十分に確保してください。産業競争力を削げば、結果として雇用や税収に悪影響を及ぼします。 － **運用の適正化全般** 形式的な手続の増加を避け、オンライン申請・交付を原則化してください。紙依存を残す改正は、デジタル化推進の流れに逆行し、無駄なコストを生みます。 以上の点を踏まえ、外国人受験資格の制限、資格証のマイナンバーカード一元化を最優先で実現し、日本人の安全と負担軽減を図る改正としてください。形式的なカード化にとどまらず、本質的な行政効率化と国益優先の姿勢を求めます。 以上、意見といたします。	
7	高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105保局第5号）の改正案に対して KHKS0862(2026)の5.1で規定しているサイトスペシフィック地震動の算定方法は3つであるが、いずれも専門性が高い手法であることから、高度な技術的リテラシーを持った専門機関の評価が有効である。 技術上の基準に関する審査業務に当たっては、「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」(20260528保局第2号)で規定されているように、サイトスペシフィック地震動の算定方法に関しても外部の調査機関による評価結果等を活用してよいか。	サイトスペシフィック地震動を用いた耐震性能評価を行うにあたっては、「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」の記載のとおり、高圧ガス保安協会又は外部の調査機関による評価結果を活用して差し支えございません。